財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

有価証券を証券会社営業所で売買することを申請するための公開説明書に記載すべき事項に関する準則

第1条　本準則は証券取引法第30条第3項の規定により定める。

第2条　国内の発行者が有価証券を証券会社営業所で売買することを申請する場合、申請の際に添付する公開説明書に記載すべき事項は、本準則の規定に基づくほか、「会社が有価証券を募集発行する際の公開説明書に記載すべき事項準則（以下、記載事項準則と称する）」の規定に準じる必要がある。

② 外国発行者が株式の興櫃上場又はグレタイ売買市場第一上場を申請する場合、申請の際に添付する公開説明書に記載すべき事項は、金融監督管理委員会（以下、主務機関と称する）による外国発行者が有価証券を募集及び発行する際の処理準則における記載すべき事項の関連規定及び本準則の規定に基づくほか、「記載事項準則」の規定に準じる必要がある。

③ 前二項の発行者で銀行、債券、証券、先物、保険及び信託投資など特殊業種に属するものに対し、主務機関が別途に記載すべき事項を規定する場合には、その規定に従う。

④ 外国発行者がグレタイ売買市場第二上場、又は外国発行者及びその預託機構が台湾預託証券のグレタイ売買を申請する場合、申請の際に添付する公開説明書に記載すべき事項は、外国発行者が有価証券を募集及び発行する際の処理準則に準じる必要がある。また、外国発行者の参与により発行された台湾預託証券をグレタイ売買市場での売買を初度することを申請する場合、推薦証券会社が委託する産業専門家によるコンサルティング意見書及び推薦証券会社による評価結論意見を公開説明書に開示する必要がある。

第3条　株式のグレタイ売買市場売買を申請する発行者が科学技術事業である場合には、下記の規定に基づき取り扱う。

一、公開説明書の表紙（記載事項準則第3条の規定の補足）において、明確に「当社は科学技術事業であり、収益力に係るグレタイ売買市場上場の要件が要求されないものに属するものであることを投資者の皆様にご留意ください。」等を記載する必要がある。

二、公開説明書の要約（記載事項準則第7条の規定の補足、表1の修正）には、技術による現物出資を行った株主、各部門の管理職、技術・研究開発管理職及び関連技術・研究開発人員の職名、氏名及び持株比率を追加記入する必要がある。

三、会社組織（記載事項準則第10条の規定の補足、表2の修正）には、技術及び研究開発人員のプロフィールを追加記入する必要がある。

四、資本金及び持分（記載事項準則第11条の規定の補足、表12の修正）には、現在の取締役、監査役、技術による現物出資の株主、支配人及び技術研究開発人員、並びに5％以上の株主持株の変動状況を追加記入する必要がある。

五、会社の経営（記載事項準則第19条の規定の補足）について、下記の項目を追加記入する必要がある。

（一）市場及び生産販売の概況に製品の技術分析及び継続開発の研究開発計画を追加記入する必要がある。その内容は下記のことを含む。

1.製品の生産開発技術のレベル、ソース、確保状況（特許権及び法律保護状況）及び更新。

2.現在の主な製品の競争力の優位性、ライフサイクル、継続発展性及び新製品の研究開発計画。

（二）直近三年度の従業員の人数において、支配人、技術者及び研究開発人員、並びにその他の従業員の異動状況を追加記入する必要がある。

第4条 発行者がグループ企業の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合、特別記載事項部分（記載事項準則第31条の規定の補足）には、下記の項目を追加記入する必要がある。（公営事業に適用されない。）

一、発行者と同じグループ企業との間で業務取引がある場合、独立企業間価格に基づかない取引がない旨を表明又は承諾する書面を作成し、また、重要な業務方針を開示する必要がある。

二、業務取引がない場合、発行者は将来取引があるときに独立企業間価格に基づかない取引がない旨の承諾書を作成する。

第5条 国内発行者が建設会社の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、特別記載事項部分（記載事項準則第31条の規定の補足）には、下記の項目を追加記入する必要がある。（公営事業に適用されない。）

一、国内発行者は、その財務業務に関し独立企業間価格に基づかない取引がない旨を表明又は承諾する書面を作成し、また、重要な業務方針を開示する必要がある。

二、下記の土地取得及び建設計画を開示する：

（一）当該会社のグレタイ売買市場上場後の経営方針（将来三年以内の土地取得方針及び建設計画を含む）。

（二）当該会社の過去三年度及び当年度の建設中案件の関連資料。案件の名称、住所、敷地、面積、請負性質、建設開始日、完工日（又は完工予定日）、建物階数、建物戸数、総床面積、自社用留保金額（原価）、販売可能金額、売上総利益（あるいは予想売上総利益）、販売金額、販売戸数、工事進捗、共同建設、自己建設、又はその他の建設方式。

（三）当該会社の未建設の取得済み土地、及び計画が完了した建設プロジェクトの資料、建設名称、共同建設、自己建設、又はその他の建設方式、住所、敷地面積、工事開始予定日、完工予定日、建設予定総階数、建設予定戸数、建設予定総床面積、自社用留保予定金額（原価）、見積販売金額、見積売上総利益、公示現在価値、現在用途。

（四）当年度現在の完工済みで売却していない棚卸資産残高。グレタイ売買市場上場申請日が属する会計年度及びその次の会計年度の見積販売状況及び総資産に対する純資産額の見積割合。

（五）推薦証券会社による上記（一）、（三）の実施可能性の評価、及び（四）販売状況の達成の可能性の評価。

（六）推薦証券会社による、当該会社の直近五会計年度及び申請会計年度の土地購入又は未完成工事又は建物における異常の有無に係る評価。

（七）監査を行う会計士の見積計算によると、下記の状況下における収入及び総利益を控除した後においても、その収益能力が本センター審査準則第3条第1項第2号所定の要件に該当する場合には、その計算の結果及び収益力基準への影響を開示計算する必要がある。

1.他者の完成工事又は未完成工事（投下済み工事原価が総建設原価の40％以上を占めるものを指す）を購入する場合。

2.土地又は既存建物を売買する場合。

3.共同建設方式契約書の相手から土地又は家屋を購入し、販売する場合。

4.関係者へ家屋又は土地を販売する場合。

第6条　国内発行者が情報ソフト会社の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、それぞれ以下の通り取り扱う必要がある。

一、公開説明書の要約部分（記載事項準則第7条の規定の補足）には、技術による現物出資を行った株主、各部門の管理職、技術・研究開発管理職及び関連技術・研究開発人員の職名、氏名及び持株比率を追加記入する必要がある。

二、会社組織（記載事項準則第10条の規定の補足）には、技術及び研究開発人員のプロフィールを追加記入する必要がある。

三、資本金及び持分（記載事項準則第11条の規定の補足）には、現在の取締役、監査役、技術による現物出資の株主、支配人及び技術研究開発人員、並びに5％以上の株主持株の変動状況を追加記入する必要がある。

四、会社の経営（記載事項準則第19条の規定の補足）について、下記の項目を追加記入する必要がある。

（一）市場及び生産販売の概況に製品の技術分析及び継続開発の研究開発計画を追加記入する必要がある。その内容は下記のことを含む。

1直近五年及び将来三年の計画に基づく研究項目及び研究経費。

2.製品の生産開発技術のレベル、ソース、確保状況（特許権及び法律保護状況）及び更新。

3.現在の主な製品の競争力の優位性、ライフサイクル、継続発展性及び新製品の研究開発計画。

（二）直近三年度の従業員の人数において、支配人、技術者及び研究開発人員、並びにその他の従業員の異動状況を追加記入する必要がある。

第7条　発行者が投資持株会社の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、会社の経営部分について（記載事項準則第19条の規定の補足）下記の事項を追加記入する必要がある。

一、発行者の経営決定。

二、発行者の被持株会社に対する管理及び監督方式。

三、被持株会社の経営。

第8 条 国内発行者が公共工事へ関与する民間機構の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、それぞれ以下の通り取り扱う必要がある。

一、公開説明書の表紙（記載事項準則第3条の規定の補足）において、明確に当該会社が取得したコンセッションの存続期間に加え、「当社は公共建設へ関与する民間機構であり、収益力に係るグレタイ売買市場上場の要件が要求されないものに属するものであることを投資者の皆様にご留意ください。」等を記載する必要がある。

二、公開説明書の要約（記載事項準則第7条の規定の補足）には、主要株主、各部門の管理職、技術・研究開発管理職及び関連技術・研究開発人員の職名、氏名及び持株比率を追加記入する必要がある。

三、会社組織（記載事項準則第10条の規定の補足）には、技術及び研究開発人員のプロフィールを追加記入する必要がある。

四、資本金及び持分（記載事項準則第11条の規定の補足）には、発起人、主要株主、支配人及び技術研究開発人員の持株の変動状況を追加記入する必要がある。

五、特別記載事項（記載事項準則第31条の規定の補足）について、下記の項目を追加記入する必要がある。

（一）政府からコンセッションが与えられたプロセス及び計画の関連法令規定。

（二）計画に係る重要契約の内容の要約。

（三）主要株主及び経営者のプロフィール及び主な職務内容、並ぶにコンセッション契約の取得に必要な技術能力、財力及びその他の必要な能力の関連証明。

（四）工事建設計画及び実施可能性の分析。

（五）キャッシュフロー予測、増資、減資、借入金、返金の計画を含む建設期間の財務計画。

（六）建設期間のリスク管理計画。

（七）経営計画及び関連仮定資料。

（八）各年度の売上高、売上原価及び収益予測、財務報告予測、増資、減資、借入、返金計画を含む財務計画。

（九）個別案件の完工、運営へ影響を与えうるその他の特別事項。

第 9 条 国内発行者が、金融持株会社の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、会社の経営部分について（記載事項準則第19条の規定の補足）下記の事項を追加記入する必要がある。

一、国内発行者の経営決定。

二、国内発行者の子会社に対する管理及び監督方式。

三、子会社の経営。

第 10 条 外国発行者が、その株式をグレタイ売買市場第一上場を申請する場合には、下記の規定に従って取り扱う。

一、公開説明書の表紙において、明確に「当社がグレタイ売買市場上場年度及びその後の二会計年度において、主幹事証券会社と継続して委任契約を締結し、国内の証券法令、グレタイ売買センターの規定、公告事項及び外国発行者の株式をグレタイ売買市場第一上場するためのコンプライアンスのサポートを受ける。」等を記載する必要がある。但し、科学技術事業者でグレタイ売買市場第一上場を申請する者について、上記の主幹事証券会社と継続して委任契約を締結する期間は、グレタイ売買市場上場申請年度及びその後の三つの会計年度でなければならない。

二、公開説明書の表紙において、その株式のグレタイ売買市場売買を申請する際の関連費用には下記の項目が含まれることを明確に注記する必要がある。

（一）引受販売費用。指導費用、販売報酬、又は販売代行手数料について説明する。

（二）グレタイ売買市場上場審査費。

（三）その他費用。公認会計士報酬、弁護士報酬、印刷等のその他費用を含むが、個別に説明する必要はない。

三、添付の財務報告は直近二年度及び直近期の公認会計士による監査済又はレビュー済財務報告でなければならない。

四、公開説明書の表紙の裏の1ページ目において、明瞭かつ分かりやすい言葉で発行者の産業、運営及びその他の重要なリスクを説明するほか、詳細なリスク説明のあるページの索引を付ける

第10条の1 国内発行者が、その株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合には、下記の規定に従って取り扱う。

一、公開説明書の表紙において明確にその株式のグレタイ売買市場売買を申請する際の関連費用に下記の項目が含まれることを注記する必要がある。

（一）引受販売費用。指導費用、販売報酬、又は販売代行手数料について説明する。

（二）グレタイ売買市場上場審査費。

（三）その他費用。公認会計士報酬、弁護士報酬、印刷等のその他費用を含むが、個別に説明する必要はない。

二、公開説明書の表紙の裏の1ページ目において、明瞭かつ分かりやすい言葉で発行者の産業、運営及びその他の重要なリスクを説明するほか、詳細なリスク説明のあるページの索引を付ける。

第 11条 発行者がその株式のグレタイ売買市場売買を申請し、また、現金増資で新株を発行して推薦証券会社に初回グレタイ売買市場上場前の公開販売を委託する場合には、下記の規定に従って取り扱う。

一、公開説明書の表紙（記載事項準則第3条の規定の補足）において、「当公開説明書は、株式の初回グレタイ売買市場売買を申請し、また、現金増資で新株を発行し推薦証券会社にグレタイ売買市場上場前の公開販売を委託する場合に適用される。」等の文言を明確に注記する必要がある。

二、公開説明書の要約（記載事項準則第7条の規定の補足、付表一の修正）において、増資による発行株数及び増資用途を追加で記載する必要がある。また、記載事項準則第24条第一、八、十号の規定を準用し、今回現金増資計画の開示を強化する必要がある。

第 12条 発行者がその株式のグレタイ売買市場売買を申請し、また、会社の発行済株式を推薦証券会社のオーバーアロットメントとする場合には、下記の規定に従って取り扱う。

一、公開説明書の表紙（記載事項準則第3条の規定の補足）において、明確に「当公開説明書は、株式の初回グレタイ売買市場売買を申請するものに適用される。グレタイ売買市場上場後の五取引日間に上昇幅・下落幅の制限がないため、投資者は取引リスクに留意する必要がある。」等の文言を注記する必要がある。

二、公開説明書の要約（記載事項準則第7条の規定の補足、付表一の修正）において、推薦証券会社がオーバーアロットメントの実施及び価格安定に係る情報を追加で記載する必要がある。

第 13条 国内発行者がその株式のグレタイ売買市場売買管理を申請した場合には、下記の規定に従って取り扱う。

一、公開説明書の表紙（記載事項準則第3条の規定の補足）において、明確に「当社の株式は証券取引所上場（グレタイ売買市場上場）を中止した後、グレタイ売買市場における株式の売買管理を申請したことに、投資者は特に留意する必要がある。」等の文言を注記する必要がある。

二、公開説明書の記載内容について、記載事項準則第12条から第18条までの規定を除いた部分については逐次記載しなければならない（記載事項準則第6条の規定の修正）。

三、特別記載事項について、次を含む申請書類の重要内容を記載しなければならない（記載事項準則第31条の規定の修正）。

（一）有価証券のグレタイ売買市場売買又は上場の中止の原因及びその現況。

（二）弁護士による法律意見書。

（三）前回の有価証券の発行に係る許可（申告発効）時に、証券先物委員会から通知を受けた改善すべき事項の改善状況。

（四）その他の必要な補足説明事項。

第 14 条 国内発行者がその株式の興櫃上場を申請する場合、提出する公開説明書は、記載事項準則に基づき作成された直近回のものを使用することができる。但し、業務財務等に関する数値については、直近期の財務諸表に基づかなければならない。

第 15 条 外国発行者がその株式の興櫃上場を申請する場合、提出する財務諸表は、直近年度の公認会計士による監査済みの財務報告でなければならない。外国発行者がその株式の興櫃上場を申請した時期が中間期の終了後45日を経過している場合には、申請年度の上半期における公認会計士によるレビュー済みの財務報告を追加で提出しなければならない。

第 16 条 リスク事項部分（記載事項準則第9条の規定の補足）について、下記の規定に従って取り扱う。

一、発行者が直近会計年度又はグレタイ売買市場上場申請会計年度において、公認会計士の財務諸表監査規則第2条の1第2項に規定する重要な子会社の基準のいずれか一つに該当し、又は推薦証券会社が発行者の財務諸表に重大な影響を与えると考える場合、そのリスク事項の説明を追加記載する必要がある。

二、外国発行者がその株式の興櫃上場又はグレタイ売買市場第一上場を申請する場合、外国発行者の登録地の所在国及び主な運営地の所在国の全体経済、政治、経済環境の変動、関連法令、外貨為替管理規定及び租税、並びに中華民国の裁判所の民事確定判決効力を承認するか否かに係るリスク事項、及び採用する対応策の説明を追加で記載する必要がある。

第 16 条の1 会社組織（記載事項準則第10条の規定の補足）について、以下の事項を追加で記載する必要がある。発行者の取締役ではないが、実質上に取締役の業務を執行し、又は会社の人事、財務又は業務経営を実質上に統制し取締役に業務の執行を命令することができる場合、上記人員の氏名、経歴（学歴）、持分、現在兼務する発行者及びその他会社の職務、発行者の取締役及び監査役との関係、並びに発行者に対する実質上の統制状況。また、外国発行者は登録地の所在国の法令規定による上記人員の法律責任を明確に説明する必要がある。

第 17 条 会社の経営部分（記載事項準則第19条の規定の補足）について、以下の事項を追加で記載する必要がある。

一、会社及びその子会社のグレタイ売買市場上場申請年度及びその前二年度における単一加工工場への一年度の加工委託金額がNTD5,000万以上である場合には、当該加工工場の名称、住所、電話、取締役メンバー、持株百分の十の大株主及び直近期の財務諸表を追加で記載する必要がある。

二、訴訟事件の有無。労資間で協議を要する事項の有無。

三、景気変動に対応する能力の有無。

四、関係者間取引事項が合理的であるか否か（公営事業者で監査法令に従い取り扱う者には適用されない）。

五、バイオテクノロジー、製薬工業又は医療機器工業に属する事業者のうち、法令に従い主務機関の許可を得て人体臨床試験又は実地試験を実施した者については、試験の実施進捗状況について追加で記載する必要があり、また、国内でバイオテクノロジー又は医療機器工業の研究発展を行い、且つ生物技術又は医療機器関連製品製造及び販売又は技術提供サービスの実績があった者については、その直近年度の製品及び関連技術サービスの売上高、研究開発費用が当該会社の売上高に占める比率を追加で記載する必要がある。

六、グレタイ売買市場上場の申請の前年度に事業経営の調整により、一部の事業を中止するか、一部の事業を独立して他の会社を別途で設立するか、一部の事業を他の会社へ譲渡するか、もしくは他の会社と合併する者については、その中止、譲渡、合併対象の事業及び現在の存続営業項目、並びに現在の存続営業項目の前年度の売上高、研究開発費が当該会社の当該年度売上高に占める割合を追加で記載する必要がある。

第 18 条 再投資事業部分（記載事項準則第21条の規定の補足）について、以下の事項を追加記載する必要がある。大陸地区に間接投資を行った又は行う予定がある者については、当該被投資事業の名称、住所、電話、取締役メンバー、持株百分の十の大株主及び直近期の財務諸表。

第 19 条 直近五年度の簡易財務資料部分（記載事項準則第27条の規定の補足）について、下記の規定に従って取り扱う。

一、国内発行者が公開発行後に直近連続五年間又は外国発行者が直近連続五年間において同じ公認会計士の監査査証を受ける場合には、変更のない理由、現在委任する公認会計士の独立性、及び発行会社が採用する公認会計士の独立性の強化に係る具体的な対応策を追加で説明する必要がある。

二、外国発行者が興櫃上場を申請する場合には、直近二年度のみの財務資料を記載することができる。外国発行者がグレタイ売買市場第一上場を申請する場合には、直近三年度のみの財務資料を記載することができる。

第 20 条 特別記載事項部分（記載事項準則第31条の規定の補足）について、以下の事項を追加で記載する必要がある。

一、国内発行者が内部統制を自ら評価することにより作成した内部統制声明書及び公認会計士に監査を依頼することにより作成された報告書。

二、発行者及びその系列会社がそれぞれ発行した財務業務取引が独立企業間価格に基づかない取引がない旨の書面承諾、及びその重要業務方針（公営事業には適用されない。）

三、発行者は、その他の会社と共同で借入金限度額を申請することがあるかどうか。

四、発行者は、正当な理由以外の事由により大量の資金の他人への貸出しがあるかどうか。

五、発行者が社債のグレタイ売買市場上場を申請する場合は、社債の元金及び利息返済の資金源、並びに発行標的又は保証金融機構の信用格付け等級、評価の理由、評価の展望などの信用評価結果を説明する必要がある。

六、発行者は、当センター審査準則第10条第1項第4号又は外国審査準則第9条第1項第3号所定の事情に該当する場合は、当該重要で改善されていない非独立取引間取引に係る詳細な内容及び処理状況を充分に開示し、株主総会に報告する必要がある。

七、発行者と推薦証券会社が共同で定めた引受販売価格の依拠及び方式を充分に開示する。少なくとも以下の事項を開示する必要がある。

（一）引受販売価格の決定に採用される方法、原則又は計算方式及び適用する国際的に慣用される時価法、原価法及びキャッシュフロー法に基づく比較。

（二）発行者とグレタイ売買市場上場同業者の財務状況、収益状況、株価収益率の比較。

（三）決定された引受販売価格が財務専門家又は価格鑑定機構による価格鑑定報告書を参考したものであれば、当該専門家の意見もしくは価格鑑定報告書の内容及び結論を説明する必要がある。

（四）発行者が興櫃市場にて上場した直近一ヶ月の平均株価及び取引量に係る情報

（五）推薦証券会社と発行者が共同で定めた引受販売価格の合理性についての評価意見。

八、発行者は、引受販売価格及び興櫃市場にて上場した直近一ヶ月の平均株価をそれぞれの評価依拠として、発行したが株式報酬取引の最終確定日が到来しておらず、本源的価値法を採用したストックオプションについて、株式のグレタイ売買市場上場後に生じた費用の財務諸表へ与えうる影響を見積り計算する。

九、関連規定によりその他の作成すべき書面承諾又は声明。

第 21条 重要な決議部分（記載事項準則第33条の規定の補足）について、経済景気の変更に対応し、会社の財務構成の健全化を図るため、グレタイ売買市場上場会社は、配当金安定方針を採用し、株式グレタイ売買市場上場の申請会社はその将来の配当金支払方針の開示を増加すべきであり、また、裏書保証作業の健全化を図るため、記載日現在の裏書保証の関連情報を開示すべきである。

第 22条 発行者が、グレタイ売買市場売買を申請する場合には、当センター所定のフォーマットにより完全版公開説明書の電子ファイルを当センターが指定したインターネット情報申告システムへアップロードすると共に、投資者の閲覧のために書面を当センター及び下記の場所にて置く必要がある。また、簡易の公開説明書を株式引受購買者に引き渡すことができる。

一、台湾証券取引所股份有限公司。

二、財團法人国内証券並びに先物市場発展基金会。

三、国内証券商業同業公会。

四、本会募集発行案件主、協力担当証券引受会社の本社。

第 23条 本準則は主務機関に届出て承認を受けた上で施行する。改定時も同様である。準則の中の添付資料の追加および削除又は修正については、本センターの総経理の承認を受けた後に行われる。